

○平成22年度 第3回泉佐野市行政評価外部評価委員会会議録

日 時 平成22年10月13日（水）午後2時～5時

場 所 本庁5階理事者控室

【事務局】

定刻となりましたので、始めさせていただきます。政策推進課植田でございます。
開催に先立ちまして、辻委員の欠席の連絡をいただいております。本日は5人の委員の出席を頂いておりますので、会議は成立して旨報告いたします。では、早速ですが、委員長に議事の進行をお願いいたします。

【委員長】

ただ今より第3回外部評価委員会を開催いたします。この委員会につきましては、原則公開とするとしております。また、資料につきましても傍聴者への閲覧を許可しております。

今回傍聴者の方がおられましたら、入室を許可します。

【事務局】

2時5分現在傍聴者はおりません。

【委員長】

委員会を進めます。

担当課とのヒアリングについては、公開とさせていただき、その後委員会で実務的なとりまとめの時間となりますので、この部分については非公開で実施させていただいてよろしいでしょうか。

【各委員】

異議なし

【委員長】

異議なしとのことで、そのように進めて参ります。

では、今回より担当課とのヒアリングに入って参りたいと考えております。

今年度は成果指標の進捗状況の検証がひとつと、各施策に設けられた成果指標の妥当性についての検証が、ふたつ目のポイントとなります。

担当課のヒアリングを踏まえ、検証を行い、実際の検証を通じて外部評価の今後の進め方や行政評価システムの監視について意見を泉佐野市行政評価外部評価シートにまとめていくという作業を中心に進めて参ります。

では、事務局より今日の時間配分等進め方について説明をお願いします。

【事務局】

事務局（岡本）より担当課ヒアリングの進め方について、簡単にご説明させていた

できます。

今日は2施策について、担当課とのヒアリングを行います。一つは第1章（自律・協働）コミュニティ活動の支援、担当課は自治振興課となります。二つは第2章（教育・文化）青少年の健全育成、担当課は青少年課となります。

各課とのヒアリングは45分程度で考えておりまして、最初の15分を外部評価委員からお出しいただいた質問票に対する説明にあてさせていただきます、その後質疑応答と考えておりますので よろしくをお願いします。

質問票は、同じ質問は一つにするなど予め事務局にて整理させていただいておりますので、ご了承いただきますようよろしくお願いいたします。

また、2施策のヒアリング終了後、外部評価シートのとりまとめの時間とさせていただきますと考えております。冒頭で委員長より説明がありましたように、担当課ヒアリングについては公開、その後実務的なまとめの時間を取りたいとのことですので、その部分については非公開で進めさせていただきます。

【委員長】

では第1章（自律・協働）コミュニティ活動の支援について、ご担当の自治振興課の方より説明をお願いします。

【自治振興課】

自治振興課の課長の白井です。

【自治振興課】

自治振興課の課長代理の目です。

【自治振興課】

自治振興課の係長の庄治です。

【自治振興課】

質問票の順に説明をさせていただきます。まず初めに成果指標の進捗状況ということで、Iの①ですが、95%の達成率をどのように評価されているのかということですが、目標値70%を維持できなかったという自己評価でございます。町会加入率につきましては、我々PR不足かなと思います。活動内容について説明いたしますと、町会加入へのチラシの見直しを行いました。自治振興課は、町会連合会の事務局を担当させていただいております。その毎月開催されます幹事会におきまして、事務局案としまして、新たに入居されます方への町会加入促進策として提案させていただきました。

平成21年度は、町会連合会の講演会という形で、町会連合会が主催で、ひとり一人が自分たちの地域に関心を持っていただくことをテーマに、講演会を開催させていただきました。参加者は120名でございます。内容はNHKで放送されている「難問解決 近所の底力」のプロデューサーをお呼びしまして、自治会で困られていることについて、映像をまじえて勉強をしていただくものです。平成22年度におきましては12月に、同じ町会連合会の講演会に関西テレビのスパークニュースの山本浩之様、この方は本市

出身ということで、お呼びししております。テーマは「今見つめ直そうご近所の絆」です。参加者は400名を予定しております。

町会の活動の状況を分かっていたくために、入場口周辺でパネル展を行います。

自治振興課の業務について、説明をさせていただきたいと思います。町会連合会の事務局、防犯灯の設置及び電気代等の支払いや活動に対する謝金の支払いがございします。

毎月の町会幹事会の運営について、また、町会館新築及び増築の整備への補助等を担当している課でございします。

町会の自治会活動につきましては、先生方もご周知だと思いますが、法的な拘束力はございしません。任意の団体であるところに難しさがあると私自身感じております。

Iの②の目標達成をどのように考えているか。既加入の脱会か、新規転入者の未加入によるものか、その対策はという質問ですが、本市におきましては単身世帯の増加が沢山ございします。マンション等の建設も増加しております。

町会加入率が低減している状況が数年続いております。現状でみますと既住者の脱会は横ばいではありますが、新規の加入者は地域により、非常に少ないという状況であります。特に新しい開発地区で顕著であります。

旧来より町会加入への入会金などや町会に財産があることで加入できない場合、また、町会からは、町会役員が回って来たら、町会を脱会するケースもあります。

三つ目の質問として目標値の達成にどのような努力、取組みをしているのか。転入者や宅地開発による加入促進のためのチラシ作成、町会の民主化・近代化、会計の明瞭化、運営の活性化というところですが、町会加入促進のチラシの作成や町会幹事会の講演会を開催していくことで提案をさせていただいております。

町会によりましては、既住者より転入者が多くなっております。町会の役員になる人がいないという困難さも出てきていると聞いています。

そのような状況の中で町会では、危機感を持って未加入住民に対して町会活動の説明会を開催し、加入の促進をする動きも出てきております。

町会の加入を増やすために、町会の規約の改正を行ったと聞いております。

町会の積極的な活動について、市としましても同席させていただきサポートを行っております。

次に4つ目の質問ですが、目標達成のための行動がみえない。会館の増改築助成は、なんら加入率の向上に寄与しないという質問ですが。

町会館は、あくまで町会の活動の拠点であるという位置づけであります。町会の活動につきましては、福祉関係、防災関係、防犯、青少年の育成などさまざまな活動していただいていると認識しております。そのために町会からも市へ強い要望がございします。IIとしまして成果指標の妥当性と目標値の設定について、ご質問いただいている部分について説明をさせていただきます。

II-①「加入率65%強という数字は都市部では比較的高いものであると考えられる。加入率は今後も自然減が続くであろう。住民サービス等行政施策の推進の上で、どの程度の数値をレッドゾーンに想定しているのか。現状維持を目標とすることは、合理的根拠と言えるのか、再検討願いたい。」というご質問について、私どもの課としましてレッドゾーンの設定は行っておりませんが、将来的にまとまった町会の数が少なくなり、100世帯以下の小さな町会、自治会が増えてくると考えています。現在80町会

がございます。

現行の指標について、あくまで町会から頂いている数値というのは、市報の配布部数をもって町会加入世帯としています。それと公簿上の世帯率を比較して考えてございます。加入率については多少変動するものと考えております。

仮にレッドゾーンを設定するのであれば、50%が限度であると考えています。

これ以下になりますと、市の情報伝達に支障が出てくると考えられます。

次に「成果指標の妥当性として、新たな指標の追加が必要であると記述されているが、具体的な方針はあるのか。テーマ型コミュニティの育成に対してどのように考えているのか。」というご質問ですが、新たな指標は難しいと考えています。テーマ型コミュニティの育成に対してどのように考えているのかという点ですが、町会を通じて市報を配布しております。現実市報の配布の関係で、最低5人以上集まっていたいたグループに市報を配布しております。

防犯灯の管理も担当課として担っている中で、10世帯以上のグループを組んでいただけるのであれば、防犯灯の設置も行っております。

三番目の「目標値70%の妥当性はどうか。」というご質問ですが、先程の市報の配布数と公簿の数値で算出しております。

その他のところのご質問ですが、「順調な下降ラインを描いているにも拘らず、無策に等しい。活力ある、自主的な、などと表現される視点からだけではなく、犯罪率の低下や美化環境維持等、具体的な、多面的な指針が必要ではないか。

各町会で防犯や美化活動などの活動をして頂いております。市の各担当課の方でそれぞれお願いしております。

次に「市民の自主的なコミュニティ活動を活性化させる手段として、町会振興事業だけで対応可能と考えているのか。特に、単身世帯や若年世帯の大幅な増加に対応した対策として、考えている方向性はあるのか。」のご質問について、町会振興事業の謝金につきましては、活動費としては少ないと考えております。今の謝金の金額には経過がございまして、市の財政状況もあり、現状の金額になっている部分がございます。

現状の金額でお願いするしかない状況です。

町会幹事会は毎月計12回実施し、役員17名にご出席いただいております。昨年度町会幹事会の案件の件数ですが、年間60件の市からのお願い事、例えば全戸配布や行事の参加要請などがあり、謝金の必要性があると考えております。

謝金の算出根拠としまして@220円×世帯数+均等割でお支払いしております。

私としまして、市の立場として少ない金額であり、これ以上の活動依頼は難しいと考えています。

次の「適正なサービス量とは、どのくらいを適正と考えているか。」とのご質問について、コミュニティ活動の適正なサービス量がどれくらいか、適正性かは非常に難しいと考えています。町会への指導も出来かねている状況であります。市からのお願い事ばかりになっております。

次に「事業予算の削減の中、町会との連携と住民コミュニティの方策」について、町会幹事会で魅力ある町会について協議を頂いております。事務局としましてもいろいろな取組みを提案していきたいと考えております。

【事務局】

内容その他ところで事務局からご説明させていただきます。まず一次評価は担当課の評価、二次評価は政策推進課・行財政管理課による評価となっております。二次評価は市の政策の方針や行財政からの観点から評価をしております。二次評価のコメントとしまして、今後の方向として引続き目標達成に努める。指標の妥当性として施策を有効に評価できる新たな指標の追加が必要であるとしております。施策評価シートにつきましては、今年度から総合計画の初年度の評価となります。その中で成果指標の目標管理を一番目としております。その成果が目標どおりに進捗しているのかどうか。

また、成果指標に課題があるのかなどの観点から、コメントについては統一的なコメントとさせていただきます。

各立場からの評価について担当課とのヒアリングを行い、喧々諤々することが大切であると考えています。

事務事業については、300以上の事業があり、全てにコメントを入れている訳ではございません。早期健全化に関するものや、指定管理の導入など特に検討願いたい内容についてコメントを入れています。

施策評価のコメントにつきましても、全体的なバランスを考えて入れています。

【委員長】

事前に各委員から出しておりました質問票の回答を中心に、自治振興課と政策推進課より説明をいただきました。

この後質疑応答を進めて参りたいと思います。委員の皆さん方ご意見いかがでしょうか。

【副委員長】

では私から質問をしますが、町会館整備のところ、補助をしていますので、町会から実績報告などを提出いただいていると思いますが、その報告を通じて町会の実態・課題・問題点等々を担当課として、どの程度まで把握し、そのことをこの施策のテーマである参画と協働に活かそうとしているのかご説明願います。

【自治振興課】

町会の活動に対しては、謝金という形で出しております。補助として出しているのは防犯灯・電気代です。これは本来市が設置するべきところを、町会で防犯灯の維持管理をお願いしております。防犯灯の設置につきましては、1/2の補助をお願いしております。電気代は、必要分を補助しております。

あと町会館の整備につきまして補助をしています。

【委員長】

具体的には町会から毎年の活動の報告はあがってこないということでしょうか。

【自治振興課】

はいそうです。連合事務局の事務局を自治振興課で担当しております。総会等の収

支決算については自治振興課で管理しております。

【副委員長】

連合会レベルの活動報告は把握しているが、個々の町会のそれはないということですね。

【自治振興課】

80 町会ある中には、財産を法務局に登録するために、法人登記をしております。法人登記するためには、町内会の活動内容を報告する必要があり、報告の際に自治振興課でその内容の確認を行っております。80 町会のうち 23 町会が法人格を取るために認可支援団体の許可を申請しております。

その 23 町会の活動内容は自治振興課の方で把握しております。

【副委員長】

しかし登記時だけですね。その後の活動は把握できていないということですね。あと会館の敷地・所有権などの登記上の処理はどのようにになっているのか。法人登記をしている町会については把握できているところは、勝手に財産処分することはできないが、57 町会はどのようにになっているのか分からない。

町会館の中には市の所有地に建っているものもありますし、町会の敷地に建っているものもある。各町会でそれぞれ状況が異なっていると思うのですが、何処までそれを把握しているのか。

【自治振興課】

町会館の設置につきましては、開発時に本来町会に寄贈していただいている。財政上の問題で市に一部名義を変更させていただいております。公共性のある施設ですので、約 40 町会は減免を行っております。

【副委員長】

町会館の整備については、色々条件が違っているが、補助基準は統一的な基準があるのですか。

【自治振興課】

補助基準は同じです。

【委員】

町会の加入率ですが、市報を配布する部数で把握されているという点ですが、それが市と地域を結ぶものということでキーポイントになるかと思いますが、ただそれだけで加入率としていいのかということが、課題であると思っています。

今はそれでしか把握できないから、それが加入率であるということですが、ただひとつ私も分からない点があります。町会の幹事会で各町会長さんらが疑問に思う点や要望が出てくると思うのですが、町会の加入率については、隣組制度で把握している

と思います。マンションの単身の世帯で町会に加入しないという情報を概略でも把握していると思います。各町会から指標の加入率の把握が出来るのではと思うのですが。

もう一点町会の指導について出来かねるという説明がありましたが、それは具体的に何かあるのですか。町会長の役員はボランティアですよ。町会に踏み込んで町会の中の状況が分かると思います。

先程の町会の財産状況もそうですし、農園にしても実際には踏み込まないと第3者のでは分からないことがあります。そういった面でボランティアでなければ、やっていけない部分があると思います。

もう一点防犯灯については、市から補助が出るということ、そして距離的なことが関係するということですが、これも分かりづらいという意見が町会にあり、町会に踏み込まないと分からない例であります。

言いたいことは、町会に入らない人は、町会の協力がなくても自分らで生活できるという意識と、一方町会では防犯灯、清掃などいろいろな面で活動をしているというピーアールしていく必要性があると思います。

小さな自治会が増えて行くという説明がございましたが、もう少しその点の説明をいただきたいと思います。

【自治振興課】

現在泉佐野市は80町会です。人口10万都市では、もう少し町会があってもいいと考えています。隣の貝塚市でも約160町会あると聞いています。

現存する町会にまず加入していただくことが第一と考えています。また、別に自治会組織をつくっていただけるのであれば、ある程度認めていかなければならないのかと考えております。

先程の市報の関係ですが、町会長は1年から2年で交代されると聞いています。町会長から毎年市報を配布する部数を確認しております。毎月転入転出される方がおられますので、その都度ご報告いただいております。

ただ公簿上の世帯と町会加入の数はイコールではありません。

町会の役員については、なり手がいないところをボランティアとして担っていただいている役員には感謝しております。

連合会の幹事会は、毎月開催しております。事務局の立場として町会加入率の問題について協議をしております。

加入率の低下については、町会でも転入者に加入の依頼をいろいろと説明されているようですが、町会活動の理解をいただくのに苦勞されている状況です。

市報や市のホームページ以外に他の情報は必要ないと言われるとのこと。また、災害時や高齢化の進む中では、町会の連携が必要ですという説明もしております。

【委員】

町会加入率については捉えやすい数字であり、説得力ある指標だと思います。何故町会加入率が重要であるかという認識をきっちりするべきであると思います。

自治情報伝達の基盤となるものです。市から市民への情報伝達、逆に市民から市への情報伝達の流れとなるものです。

震災など大きな災害が起こった時、町会組織がしっかりしていないと市が動こうにも機能しない状況になります。

町会加入率が現在 66%だから、目標は 70%であるというのは安易だと思います。必要性を感じるのであれば、目標値は 80%、85%であっていいのではないのでしょうか。

次に実際問題として目標値が低下しているということですが、町会加入率が高いところもあれば、低い状況のところもある。一体どういう原因で高いのか低いのか、祭りがあるからなのかどうか、ある程度分析できると思います。

市として指導していかなければならないと思います。加入率の低い町会を列举して市から働きかけていくということが必要ではないかと思います。市民の転入時に積極的に町の情報伝達手段としてその必要性を説明し、加入を進めていくことが必要だと思います。

今加入率の把握方法として市報の配布数を根拠としているのですが、市報が市から市民への伝達手段であることは理解されていると思います。逆に市民の立場から本当に欲しい情報が市から流れてきているのかを考えて欲しい。

確かに町会に入って市報を配布していただくと役に立つということであれば、加入率も自ずと上がるのではないか。現状に甘んじるのではなく、自治振興課として幹事会などで何らかの働きかけをしていく指導力を出して頂きたいと希望します。

【委員長】

犯罪率の低下や美化環境維持の活用に関しては、担当課があつて、そこから自治会が対応している。参画と協働の中で町会に過度の負担がかかっていないかどうか。

各課が町会を使い回しているところがないかどうか。市が町会トータルでどのような活動をしているのかの全体像を把握しているのかどうかという点はどうか。

担当課は別々なので、全体像は把握しにくいという状況なのか。やはり全部把握出来ているという状況なのか。

【自治振興課】

80 町会のお願いごとについては、幹事会を通していただくこととしています。その案件につきましては、自治振興課でまとめをしております。

個々の町会の案件で、各担当課にて実施している部分もございます。

自治振興課では、町会全体の事項を幹事会で諮るものについて把握しております。

また、市から町会へは、近年沢山お願い事をしている状況です。町会さんの仕事が増えているのは事実だと思います。町会で受けられるかどうかの仕分けが必要になってきています。

【副委員長】

質問というより、お願いになりますが、町会の現状の把握をしていただきたい。町会加入率の高いところ、低いところ。新住民の多い町会、以前からの住民が中心の町会などいろいろあると思います。それらの町会がどのような課題を抱えているのか。

80 町会に調査をしていただかないと課題は見つけれられないのではないのか。

【委員】

加入率のアップの問題ですが、現実の社会が変化している状況があります。まず従来の 80 自治会でいいのかという問題があります。新しい町会の単位の見直しが必要ではないかと考えます。その辺の努力もしていただきたい。

【自治振興課】

管理組合は、マンションの管理だけのものであって、その組織に町会の仕事のお願いをするのは無理があるようです。管理組合と自治会組織は別であると聞いたりもします。私どもとしても管理組合で町会の仕事を担っていただければ、それにこしたことはない。実際問題それはできないとのことで、断られているケースもございます。市報を管理組合で配布いただいているケースはあります。

【委員】

マンションの管理組合は、市報のところには関心があるが、他の町会活動には関心がないという現状もあるが、町会のユニットをどうするかの観点をもってやらないといつまでも状況は変わらない。

【委員長】

時間も来ていますので、第 1 章については終了をさせていただきたいと思います。自治振興課のみなさん意見交換どうもありがとうございました。

続きまして第 2 章教育・文化、青少年の健全育成についてご担当の青少年課より説明をお願いしたいと思います。

【事務局】

担当課のヒアリングに入る前に、一点報告致します。第 2 章の質問票の 24 ページをご覧ください。青少年センター運営事業の評価シートとなっております。26 ページに 2 次評価が B となっておりますが、現在外部評価とは別に内部評価が進行しております。内部評価の進展過程で早期健全化計画に掲げられている内容については、C 評価とすることとなりましたので、青少年センター運営事業の評価シートの 2 次評価も B から C に修正をお願い致します。一定事務局よりご報告申し上げます。

【委員長】

それでは、担当課ヒアリングを進めて参ります。質問票の説明からお願い致します。

【青少年課】

第 2 章教育・文化の青少年健全育成について、成果指標の進捗状況から説明させていただきます。

目標値を超えた場合、目標値の検討は、どうなのかとのご質問については、指定管理制度の導入で大きな変動が出ています。平成 20 年以前は、市の直接運営として、毎年同様の数値で推移し、数値の大幅な変動は、想定外でありました。

指定管理以後は、民間的な積極的展開もあり、想定以上の値に至ったものです。

但し、一過性要素の部分もあり、しばらく推移をみて、次回には目標値の再設定を考慮する可能性もあると考えております。施設的な観点で想定可能な数値が予測されるものです。

青少年の健全育成施設として、少子化社会における、子育て支援、地域・家庭の教育力向上、いじめや虐待等への対応、様々な課題や困難を抱える青少年の自立支援、子どもの安全確保等、青少年に関わる今日的課題がある中で、青少年会館としては、青少年活動及び青少年育成活動の拠点施設としての役割を果す事業、主に6事業を展開しています。

目標値の見直し検討について、市の事務として、目標値の見直しすべきものであるならば、市事務局の政策推進課と協議のうえ、対応していきたく存じます。

次に成果指標の妥当性、目標値の設定のご質問ですが、まず青少年対象事業へのカウントという点の質問について、「トータルした方が広がりと言えるのでは」はご指摘のとおりではあります。ただ、それぞれ関係課で事務報告している現状、重ねてカウントすることは如何かと思います。

確かに、総合的には関連する事業の報告も必要ではありますが、市の事務報告、行政評価では現状によるものとなりますので、ご理解願います。

次の「青少年会館等が地域的に偏っており、市の青少年全体を反映するものといえるかが課題となる。活動の中味も併せて検討又は再吟味が必要ではないか。また、延べ人数とともに実人数の把握も必要ではないか。」との質問ですが、青少年の健全育成施設としては、現在、青少年センター1館と青少年会館3館の計4施設で、市域での青少年健全育成に臨んでいるものであります。

確かに、青少年会館の立地的には偏りがあり、これは、同和対策事業からの歴史的成り立ちがあります。青少年健全育成施設としての考え方は、少なくとも各中学校に施設一つ存在が望ましいものですが、市財政状況からすれば、その実現プロセスは難しいものであります。

現在の4施設は、佐野中学校区の1施設、三中校区に2施設、長南中学校に1施設であり、施設のない校区、新池中・日根野中には青少年センターが、そのエリアをカバーしている現状であります。実施関係校区内での自学自習講座の実施をしています。

利用形態の実人数の把握の観点につきましては、移動手段の制約のある子どもたちが対応している中、居場所的要素もあります。利用者については、日常的には、各施設で事前の申込み制や登録手続きをしてもらい、子どもの顔と名前がわかりあえる親近感のある施設となっております。

なお、広く短期的講座等では、子どもの参加・親子の参加を求めています。

実人数の把握としては、事務報告書・指定管理の事業報告書等で把握を行っているものであります。

各青少年会館の位置的には、市域の北端・南端であり、子どもたちが集う環境には、地域性が大きく判断される要素があります。コスト、利用者属性の観点では、子どもの居場所として、費用負担を伴わない取組みに着眼しており、その中で、利用者アンケート、満足度調査を実施しています。

これにより、子どもたちの興味を持つ取組みや活動につなげているものであります。

時代の流れに沿うものの活動例としては、中学生ではダンス（ヒップダンス）講座、

小学生の一例では九九 CD 放送で算数の掛け算理解に繋げる取組み、また、親子では天体観測、星空観測会の開催、保護者では、発達関係・教育相談などの実施があります。延べ利用者が一定施設の利用度の判断になる反面、現在の学校環境等への配慮、不登校の防止・導き、意欲を持たせる取組みなど数値では表せない部分もあります。これは、まず、居場所づくりから意欲づくりの取組みが重要と判断し、毎日でも青少年会館に訪れさせる効果的な展開に繋がっています。

次の「施策の概要に、多様な青少年活動に対応できる人材の育成とあるが、多様性を謳う前に、三つ子の魂が確かに形成されることを前提とすべきではないでしょうか。進学率や犯罪率、又は学力等の指標を盛り込んだものに変更するべきかと思います。」とのご質問ですが、青少年健全育成を推進するには、関係各種団体や地域との連携を密にして、自主活動を支援し、「地域の子どもは地域で育てる」環境づくりに努める必要があると考えています。

ご質問の趣旨は、青少年施策を推進する青少年健全育成施設（青少年会館や青少年センター）での取組みで、人間教育・道徳に着目する必要があるのではとのご指摘と思います。

青少年会館については、各指定管理者と連携し、その設置目的の効果的な運用に努めるとともに、青少年センターを中心に、地域での「青少年の居場所づくり」の取組みをしている中で、各館では、子どもの人権を大切にすることは当然、仲間意識、命の大切さ、思いやる心、平和の尊さ等道徳的観点でも人権の大切さを指導し、ともに学ぶ取組みとして、子どもミーティングなどの展開につなげています。なお、青少年の健全育成に関わる組織として、青少年指導員さんやジュニアリーダー、青年団さん、各町会さんその他各種関係機関・団体さんが、様々な取組みで青少年の健全育成の推進に努めていただいている現状であります。

そのような中で、様々各層の人材の育成が必要になると考えています。

次に三番目の内容その他の「青少年センター事業について、機能移転が課題とされているが、具体的にはご説明いただきたい。」とのご質問ですが、青少年の健全育成に資するためには、青少年の活動の拠点と支援の場が求められるものであります。

青少年センターは、建設は、昭和 38 年と築 47 年の老朽・狭い施設となっています。建設当時は、斬新な施設で、健全育成の一翼を担ってきたものでありますが、現状の活動ではできうることに限りある状態になっています。

将来的に建替えが必要として、笠松地区公共施設再整備構想調整会議において、整備検討の課題にはなったものでありますが、財政健全化計画の中、その検討は再開していなく、昨年の外部監査での隣接施設佐野公民館との統合も検討すべきとの意見を受け、財政健全化計画においても、機能移転の検討が必要とあるが、現状進展していないものであります。

【青少年課】

「稲倉青少年野外活動センターについて、健全化の一環ともなるので、積極的に家族での利用促進してみてもは如何か。」とのご質問について、稲倉青少年野外活動センターについては、自然的な地形での利用としては、一定制約がかかります。幼児・高齢者・障がい者の方々には、利用しにくい現況のメリット・デメリットがあります。

利用に際しては、地形的な説明を十分行い、事前の見学等を勧めている現状です。過去に、稲倉青少年野外活動センターの利用状況等を検討・分析した中で、一時、利用の伸び悩みがあり、インターネットでの施設紹介等を行い、大阪府は勿論、他府県からの問合せ・利用は、少しですが利用増となっています。

自然での利用をPR要素とする、傍ら、利用時期が年間を通じてのものではなく、夏期期間を重点的に4月から10月にオープンしている現状です。

以上の観点からオープン内容については、市報・市ホームページでの広報を行い、市民の利用には、予約申込を、市外は3ヶ月前を、市内は4ヶ月前からの優先予約としています。

施設利用料も市内は、市外の利用者の半額としております。

なお、各種団体の利用については、市主催事業ジュニアリーダー活動や市子ども会連合会活動での利用、学校活動の利用と多岐に及んでいますが、社会因子として便利な活動を期待する半面、自然をPRする制約があることも事実であります。今後とも限られた運営形態の中ですが、各方面に利用PRを行っていきます。

青少年指導員事業の環境浄化活動の強化のご意見については、昼夜の活動で多忙な取組みをして頂いている中、大掛かりな環境浄化活動は、現状では大きな効果に繋がっているものと考えております。

次の「4事業の課題のところ、今後存続が難しくなりつつあるとあるが、どのようにしてジュニアリーダー活動の活性化を図り、青少年の健全育成を進めようと考えておられるのでしょうか。具体的な展望があり事業の方向性を現状維持としているのでしょうか。」とのご質問ですが、希望者が減少傾向の中、中学校で生徒への呼びかけ等も行い、参加しやすい時期・プログラム等について、試行錯誤している現状であります。次期のリーダー養成は、今後も必要な観点から積極的にPRをし、22年度は、応募者12人となり、引続き効果的な運用に努めます。

【青少年課】

次に「青少年センター運営事業の効率性について」のご質問ですが、青少年センターの運営費用、講座のうち、自学自習事業、小学生3年から6年・中学生の学習の講師謝金が7割以上を占めています。これは、学習の場をつくり、自分で意欲的に勉強するフォローと学校の勉強をフォローする立場のものでありまして、塾的な対応をしていないものであります。

会場は、3会場、青少年センター・生涯学習センター・日根野中学校で実施しています。小学生は3年から6年で、毎土曜日午前10時から11時30分年間41回となります。中学生は全学年で、各学期テスト前6日間18時30分から20時の全30回となります。講師は、全体で24名前後、1会場当り3から4名を基本としております。

行政効果として、効率を一人あたりの経費で算出することは、必須であるのは理解しますが、次世代への投資、あくまで、自学自習の場の保障の観点では、一概、金額では計れないものと考えます。ただし、行政の行う部分であり、毎年経費の節減に努めています。

次の「妥当性のところでサービス範囲・量とも増やすべきとの事ですが、どのような根拠でそのように感じておられるのか具体的に教えていただきたい。」とのご質問で

すが、青少年の健全育成に資するためには、青少年の活動の拠点と支援の場が求められるものであります。

青少年センターは、建設当初より、その事業を担ってきたものですが、施設の老朽と広く使用できうる場所がない狭い施設で、事業の拡大が困難な状況です。

出来るならば、サービス範囲・量ともに増やしたいものであり、現場としては、利用できる部屋の有効利用が可能であれば、事業を拡大したいものであります。

次に「平成 20 年度からの指定管理導入により、利用者数が増えたと記載されているが、この増加要因をどのように評価しているのか。また、指定管理の年度ごとの評価はどのようになされているのか。」とのご質問ですが、指定管理者制度への移行の青少年会館 3 館の利用者についてであります。増加の評価については、自主的な取組みにより効果が大と評価しています。増加の要因とすれば、子どもたちの参加しやすい講座等の展開を考慮した経緯等が考えられます。指定管理の年度ごとの評価につきまして、利用状況は、年度四半期ごとに利用者総計等報告書での報告を求めており、子ども数の推移等も判断しています。年度ごとの評価については、毎年市での指定管理者評価委員会の評価を受け、公表もされているものであります。

次に「指定管理の導入施設について」のご質問ですが、青少年課の所管する施設では、青少年会館の 3 館であります。青少年センターは、健全化計画の中で、機能移転を検討すべきではありますが、現在、方向性などの進展はなしでございます。

稲倉野外活動センターについては、従前からの集中改革プランにおいて、施設廃止も含めた検討を行ったものでありますが、インターネットによる広報強化などにより、利用者増が図られたため、施設継続となり、現状維持となっています。

【事務局】

政策推進課の方から私どもが所管する質問について説明させていただきます。

まず「指定管理者の年度ごとの評価をどうしているのか」とのご質問ですが、毎年年度終了時年間運営実績についての管理運営評価を実施し、指定管理者審査委員会に報告しています。また、施設の指定管理期間 5 年度中 2 年目及び 4 年目の隔年に指定管理者制度評価委員会を設置し、施設管理担当課の説明により当該施設にかかる評価を実施しています。事務局は、行財政管理課で行っています。

次に「指定管理を導入している施設は、どの施設で、指定管理を導入していない施設への今後の導入検討はどのようなスケジュールで行われるのか。」とのご質問ですが、青少年会館等については、青少年課より説明をさせていただきますので、

それ以外の市の指定管理導入状況については、説明をさせていただきます。

泉佐野市立文化会館	公募	平成 22 年 4 月から 5 年間
泉佐野市立老人センター長寿園	随意選定	平成 22 年 4 月から 2 年間
泉佐野市立老人憩いの長坂偕楽荘	随意選定	平成 22 年 4 月から 2 年間
泉佐野市立下瓦屋南ふれあいアスティ	随意選定	平成 22 年 4 月から 2 年間
泉佐野市立社会福祉センター	随意選定	平成 22 年 4 月から 4 年間
泉佐野市立老人福祉センター	随意選定	平成 22 年 4 月から 4 年間（上記施設と合築施設）
泉佐野市立かんがい排水施設	随意選定	平成 22 年 4 月から 4 年間

都市公園（りんくう中央公園）	公募	平成 22 年 4 月から 4 年間
泉佐野市指定文化財旧新川家住宅	公募	平成 22 年 4 月から 4 年間
泉佐野市立市民総合体育館	公募	平成 19 年 4 月から 4 年間
泉佐野市立健康増進センター	公募	平成 19 年 4 月から 4 年間
泉佐野市立泉佐野人権文化センター	公募	平成 20 年 4 月から 4 年間
泉佐野市立下瓦屋人権文化センター	公募	平成 20 年 4 月から 4 年間
泉佐野市立樫井人権文化センター	公募	平成 20 年 4 月から 4 年間
泉佐野市立地場産業支援センター	公募	平成 21 年 4 月から 5 年間

今後の予定としましては、図書館、生涯学習センター、歴史館等の指定管理等の導入の検討を行う予定となっています。

次に「市立泉佐野青少年センターの機能移転とは何をさすのか。」というご質問ですが、市立泉佐野青少年センターは、昭和 38 年建設のため、建物がかなり老朽化している中、現在実施している事業（自学自習支援事業、自主サークル活動（貸館事業）、フリールームの開放）や機能を他の公民館（佐野公民館）等へ移転し、統廃合できないかを検討することを意味しています。早期健全化計画と整合性をとっております。

次に「青少年センター運営事業、1 次評価が A で 2 次評価が B となった判断根拠は何か。」のご質問ですが、1 次評価は、担当課の立場として青少年の健全育成に向け事業を進めて行かなければというところで A となっておりますが、2 次評価では、市の政策的な観点及び財政的な観点から青少年学習事業や自主活動支援事業の機能の現状維持と判断しています。

【委員長】

質問票を中心に青少年課よりご説明いただきましたが、ご質問いかがでしょうか。

【副委員長】

指定管理者制度が趨勢ではありますが、満足度の向上になったのか、財政的にどれ程の改善になったのか。そこをもう少し丁寧に説明いただきたい。平成 20 年青少年会館、青少年センターの指定管理は導入されたのですね。

総事業費は、平成 20 年度決算と平成 21 年度決算では、むしろ上がっている。主な要因は人件費で、200 万円ほどあります。29,665 千円＋127,932 千円、これが総事業費ですね。平成 22 年度予算になりますと、激減しています。これは事業費レベルだけなのか、人件費も含まれているのか。あるいは指定管理者制度の影響によるものなのか。

【青少年課】

まず満足度の件ですが、各館におきまして、利用者子どもと親からアンケート調査を行っております。ほぼ満足という結果が出てきております。どのような講座が必要かとか子どもへの問いかけによりまして、参加しやすい講座になっている結果が出ており、効率的であると考えています。

それから財政的な観点ですが、青少年健全育成事業の中では、指定管理の部分とその他の事業展開の部分とがありますが、財政の健全化の関係で費用が下がって来ているところあります。指定管理の事業については、4 年間毎年決まった指定管理料となり

ます。金額的増減はございません。20 年度から指定管理となりますが、17 年度の実績をもとにその必要経費を算出しています。その結果ですが、概算ですが 3 千万円前後減額となっております。主に人件費になると思います。各館 3 館で差が出てきますが、鶴原青少年会館は 38,570 千円、下瓦屋青少年会館は、31,500 千円、檜井地区青少年会館は、38,050 千円となっております。全体で約 1 億 1 千万円となっております。

【副委員長】

指定管理者制度で約 3 千万円の節約をしたということですね。

【青少年課】

17 年度決算との比較になりますが。

【副委員長】

1 億が指定管理者の費用となりますが、21 年度決算の総事業費をみますと 5 千 7 百万円程は、市単独事業なりで増加しているということでしょうか。20 年度で増加していて、22 年度予算で減少している要因は何か。何か事業廃止でもあったのか。

【市長公室】

資料の 5 ページのところに人件費で 29,665 千円と事業費で 127,932 千円と出ております。22 年度は予算額を入れておりますが、これは事業費のみの予算です。もともと事務事業費の単位で決算額は、直接事業費はでてくるのですが、実際の人間がその事業にどれ位関わったのかという人工数を平均単価の人件費に掛けて、決算額が出た後積み上げて算出しております。平成 20 年と 21 年の比較で人件費が増えた部分が入っていると考えられます。

【委員】

成果指標ということで、青少年会館と青少年センターの利用者数を指標としていますが、実際の利用状況としましては、十分利用されている状況にあると思いますが、延べ人員でとらえているが、実人員ではどうなのか。地域に偏在している現状で、全市的に見て、市の青少年が広く利用できるのかという点がポイントだと思います。

他の施設を使用しながら、活動しているという説明がありましたが、指標としては、逆に他の施設の利用の促進に重点をおいていくべきではないか。全市民的に一人当たりコストが行きわたっているのであれば、いいのですが。私たちは問題意識を持ったわけです。

市の文化センターでも、青少年事業を実施している訳ですから、その事業への参加なども検討されては如何か。

成果指標をこれだけではなく、他の指標も考えていただきたい。

稲倉野外活動センターについては、特化した施設なのでこれでいいのかと思います。

あと現在の活動でこれだけやっているからということでなく、青少年健全育成については、全市的に取組んでいただきたい。

【青少年課】

今森田先生がおっしゃられたように、指定管理者の中でもご指摘を頂く中で、今4会館の事業運営の目的があって一定の活動を進めておりますが、他の施設も踏まえた事業については、青少年の健全育成という目的からするとそのような観点から検討をしていく必要があると思います。

【委員】

全市的な指標が必要であると思いますので。

【青少年課】

参考にさせていただきます。

【委員長】

私の方から2点質問をさせていただきます。指定管理を導入されたことにより、大幅な変化があり、利用者も130%以上増えたということでしたが、説明では一過性のこともあり、推移を見るとのことでしたが、何故利用者数が低下すると見込んでいるのか。指定管理を導入して、市が直接運営していた時と比べて、何が大きな効果があったのか、それをどう評価しているのか。それと森田委員の意見とも関連しますが、青少年の健全育成を展開する上で公平性をどう確保していくか。指定管理者も館の運営に留まらず、館を中心としながら地域と連携して広く展開をしていく必要があるという意見がありましたが、指定管理者に館に留まらず地域展開するということを義務付けているのかどうか。あるいはそのような指導をされているのかどうか。

【青少年課】

まず21年度130%超えているが、将来実績が低下すると判断しているのは何故かというご質問ですが、年々子どもが減少している中で、施設のキャパの点からも何処か天なのかの分析をしているのですが、子どもの利用も日々変動しています。指定管理が導入されて、市が直営で実施していた時よりも数値が上がったということになるのですが、このまま同じ数値で移行していくのは無いとみています。

次に指定管理の導入の効果については、特に不登校に対する事業展開を進めていただいている。学校には行かないけれど、会館に来ている。子どもの居場所をつくり、不登校対策にもなっている。作文を書いてもらい、徐々に勉強をする気を起こさせる活動をして頂いている。直営でも同様のことは行っておりましたが、もう少し関わりは薄かったと思います。お兄さんお姉さんという感じで広く関わっているところの効果が大きいと思います。

全市的な展開としては、各中学校区に1ヶ所以上は必要であると思いますが、何分そこまで発展していない。指定管理者へは地域との連携をお願いしておりますが、財政状況が厳しい中でそれ以上の展開は考えていない。現状をカバーしていくことが常になっているところがございます。ただ、地域との連携は密にしてくださいよということは指定管理の条件に入れています。

【委員長】

他の地域への出前講座など館の運営への地域ボランティアなどを実施されているのでしょうか。

【青少年課】

子どもミーティングとか期間限定の活動をしようとする場合は、3館又は4館で連携できますが、日常の業務がありますので、出前講座は難しいのかなと思います。今後複数館で連携することは考えられます。

【副委員長】

指定管理者契約の中に、利用者数など定量的な目標値が入っているのでしょうか。

【青少年課】

そのような目標値は入っていません。

【副委員長】

実績を下回っても、構わないということですか。

【青少年課】

市が行っていた以上のことをしてくださいと指定管理者へは依頼しています。

【青少年課】

数値は定めておりませんが、一定利用者人数を指定管理者より報告をしていただく中で、当然その増減の分析について協議をしますが、具体の数値で目標を契約の中では規定していません。

【副委員長】

事業については、年度ごとに計画を出していただいているのか。計画には利用者数は必要でしょう。

【青少年課】

計画は出していただいております。

【青少年課】

例えばですね。講座とかは実施回数、定員を設定していますので、利用者数を出すことは出来ませんが、単発の行事は利用者数を予測しづらいものがあります。

【副委員長】

何故そこを聞くのかというと先程委員長からも質問がありましたように、2年連続で130%超えているという状況で、これを一過性ということはおかしいのではと思うのですが。やはり目標値の見直しをするべきかと思っています。

【青少年課】

事務局の方と再検討しまして、決めていきたいと思います。

【委員】

先程コミュニティのところでもやったのですが、目標とする考え方が違うと思って、聞いていたのですが、目標は努力して何とか達成するものだと思います。始めからオーバーしているものであれば、目標でもなんでもないと思います。

現状に甘んじるのではなく、努力のいる目標値を設定することが必要だと思います。指標自体が有効なのかということも考えていただきたい。

【委員長】

一点政策推進課の方にお聞きしたいのですが、青少年センターが昭和 38 年の建築物で、かなり老朽化が進んでいるということですが、耐震診断とかされて安全対策的なことがされているのかとうところですが。

何時ごろから佐野公民館との議論がされて、2 次評価は C となっているのですが。何年かの目標年限を決められて C とされているのか。まだ当面そのようなロードマップはないということなのか。

【事務局】

昭和 38 年築ということでかなり老朽化が進んでおりますが、早期健全化計画は、昨年度たてられました。その中で他の施設等への機能移転等の計画となっております。

青少年課を始め関係各課で検討に入っていただいておりますが、担当課からの報告にありましたように、中々話が前へ進んでいないのが現状であります。耐震診断については現在やっていない状況です。

【委員長】

機能移転の明確なスケジュールは、まだ設定されていないということですか。

【市長公室長】

説明の補足をしますが、青少年センターにつきましては、機能移転という書き込みをさせていただいておりますが、早期健全化計画を作成する前に、外部監査を実施しております。公共施設全般について監査をいただいた訳ですが、その中で公共施設の統廃合の検討をと言うご指摘をいただいております。青少年センターについては、市として計画に盛り込んでいく記載をしましたが、実際担当課と協議をさせていただく中で、例えば不登校の関係の事業の場合は広く一般に開放されているような施設でそのような事業をするのが、いいのかどうかといった個別の問題も出てきております。そのような協議を進めている段階であります。まだ、具体的なスケジュールまでには至っておりません。

もう一点耐震診断の件ですが、公共施設については殆どできていないのが、現状です。優先的に実施していますのは、住宅施設、義務教育施設です。小中学校については、年

2校程度としております。他の施設で老朽化した施設の機能を統合できれば、財政的にも効率的であるのですが、実際行っている事業の中身を検討していく課題も出てきているのが、現状であります。

【委員長】

第2章について協議いただきました。ありがとうございます。これで担当課のヒアリングは終了させていただきます。